

事 務 連 絡  
平成22年5月21日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

無料低額宿泊施設等に関する生活保護の運用改善について

今般、生活保護受給者に対する居住に係る支援の充実及び生活保護の適正な運用を図る観点から、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長）及び「生活保護問答集」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を改正し、別添概要資料のと通りの扱いとすることとしましたので、管内実施機関に周知徹底を図るとともに、改正の趣旨を十分ご理解の上、適切な運用を実施していただくようお願いします。

# 無料低額宿泊施設等に関する生活保護の運用改善について

(5月21日付通知)

## 生活保護関係通知の改正事項

### 1 無料低額宿泊施設に入所している者に対する訪問活動の徹底

- ・ 無料低額宿泊施設に入所中の者について、年2回以上の訪問を実施するよう徹底するとともに、住宅確保・就労支援員(予算上1,250名→2,500名に増配置)の活用も促進する。【課長通知】

### 2 劣悪な施設からの転居の支援

#### ① 敷金等の支給要件の緩和

劣悪な無料低額宿泊施設等(社会福祉各法に法的位置付けのない施設を含む。以下同じ。)に入所している者や、居室にて生活している者が、適切な施設(グループホームや有料老人ホーム等)に転居する場合にも敷金等を支給できる。【課長通知】

#### ② 敷金等の支給要件の明確化

一時的な居住の場として社会福祉各法に法的位置付けのない施設に入所している者が、一般居室に転居する場合は取扱いが明確でなかったため、今回、敷金等を支給できる旨明確化する。【事務連絡】

#### ③ 移送費の支給要件の明確化

上記①又は②により無料低額宿泊施設等から転居する場合、引越し費用を支給できる旨明確化する。【事務連絡】

#### ④ 転居指導の明確化

劣悪な無料低額宿泊施設等に居住する者については、速やかに転居指導を行うことを明確化する。【事務連絡】

### 3 劣悪な施設への入居防止

- ・ 安定した住居のない要保護者が居住を確保する際に、住環境が劣悪な状況であることが確認された場合は、敷金等を支給しないこととし、劣悪な住環境に居住することの回避を図る。【局長通知】

### 4 住宅扶助の適正化

- ・ 無料低額宿泊施設に限らず、社会福祉各法に法的位置付けのない施設においても、一居室に複数人が居住する場合は、住宅扶助基準額を人数で除いた額等により認定する旨明確化する。【事務連絡】

○ 各施設から転居する際の敷金等の支給要件について

根拠通知：課長問答第7-30

現住居	転居先	無料低額宿泊施設 ※4	法的位置付けのない施設	福祉アパート	一般アパート	GH・有料老人ホーム等
ホームレス状態		-	※1 ○→△	※1 ○→△	※1 ○→△	※1、2 ○→△
無料低額宿泊施設		-	※3 △	※3 △	※3 ○→△	※2 x→△
法的位置付けのない施設		-	※3 ?→△	※3 ?→△	※3 ?→△	※2 x→△
簡易宿泊所		-	※3 ?→△	※3 ?→△	※3 ?→△	※2 x→△
福祉アパート		-	x	x	x	※2 x→△
GH・有料老人ホーム等		-	※5 △	※5 △	※5 △	※2 x→△

○：支給、環境が著しく劣悪な状態で支給できない。【局長通知新設】  
 △：条件付きで支給、×：支給しない、?：取扱いが不明確  
 ※1：居住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認められた場合の保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（GH（グループホーム）、有料老人ホーム等）に入居する  
 ※2：被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（GH（グループホーム）、有料老人ホーム等）に入居する  
 ※3：「無料低額宿泊所等」に一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができることを認められ、援を促進。（「無料低額宿泊所等」の「等」に法的位置付けのない施設が含まれることを明確化し、転居支援を促進。【事務連絡新設】）  
 ※4：無料低額宿泊施設のカイロラインでは、敷金・礼金による負担を求めないこととしている。  
 ※5：社会福祉施設等から退所するに際し居住する住居がない場合【課長通知】

社 援 発 0 5 2 1 第 1 号  
平 成 2 2 年 5 月 2 1 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

従来、保護開始時において、安定した住居のない要保護者が居宅の確保に際し、敷金を必要とする場合に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の4（1）キにより、敷金等の支給要件を定めているところである。

昨今、要保護者が居住する住宅の一部において、住環境が著しく劣悪な状態にあるにもかかわらず、周辺の類似の住宅に比べ割高な敷金等が徴収される実態が報じられているところである。

今般、生活保護受給者に対する支援の充実及び生活保護の適正な運用を図る観点から、居住することが不適切と認められた場合には敷金等を支給することのないよう、上記通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成22年6月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

(別紙)

新旧対照表

○ 生活保護法による保護の実施要領について

(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) (抄)

改正後	現 行
<p>第7 最低生活費の認定 1～3 (略) 4 住宅費 (1) 家賃、間代、地代等 ア～カ (略) キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。<u>(住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。)</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>第7 最低生活費の認定 1～3 (略) 4 住宅費 (1) 家賃、間代、地代等 ア～カ (略) キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。</p> <p>(以下略)</p>

社援保発0521第1号  
平成22年5月21日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の  
一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」（平成22年5月 日社援発 第 号厚生労働省社会・援護局長通知）の趣旨を踏まえ、

- ① 第7の間30に定める敷金等の支給要件の一部を改正し、劣悪な無料低額宿泊施設や社会福祉各法に法的位置付けのない施設等（以下、「無料低額宿泊施設等」という。）に入所している者が、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設をいう。）へ転居する際に必要な敷金等を支給できることとし、生活保護受給者に対する適切な転居支援を促進する
- ② 第12の間2を新設し、無料低額宿泊施設等に入所している者に対する訪問活動の徹底を図るとともに、住宅確保・就労支援員の活用も促進することとし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成22年6月1日から適用することとしましたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配慮いただきますようお願いいたします。

(別紙)

新 旧 対 照 表

- 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて  
(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)(抄)

改正後	現 行
<p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問30 局長通知第7の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。</p> <p>答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 宿所提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。)等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合</p> <p>7～15 (略)</p> <p>16 <u>被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設(グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設をいう。)</u>に入居する場合であって、やむを得ない場合</p>	<p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p>問30 局長通知第7の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。</p> <p>答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>7～15 (略)</p> <p>16 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居(グループホーム)に入居する場合</p>

改正後	現 行
<p>第8～11 (略)</p> <p>第12 調査及び援助方針等</p> <p>問2 <u>無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局第12の1(2)に基づき、少なくとも1年に2回以上訪問するべきか。</u></p> <p>(答) <u>お見込みのとおり。</u></p> <p><u>なお、個々の援助方針に沿った支援等を行うことを目的として、「住宅手当緊急特別措置事業実施要領」(平成21年7月9日社援保発0709第7号厚生労働省社会・援護局長通知)に規定する「住宅確保・就労支援員」等を活用して必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の訪問とみなすこととして差し支えない。</u></p> <p><u>また、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。</u></p>	<p>第8～11 (略)</p> <p>第12 調査及び援助方針等</p> <p>(新設)</p>

事 務 連 絡  
平成22年5月21日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」（平成22年5月 日社援発 第 号厚生労働省社会・援護局長通知）の趣旨を踏まえ、

- ① 一時的な居住の場として社会福祉各法に法的位置付けのない施設に入所している者が、一般居宅に転居する際に必要な敷金等を支給できることや、そのような転居の際に移送費として引越に係る費用を支給できることを明確化し、劣悪な社会福祉各法に法的位置付けのない施設からの転居支援を促進する
- ② 無料低額宿泊施設に限らず、法的位置付けのない施設においても、一居室に複数人が居住する場合は、住宅扶助基準額を人数で除した額等により認定することを明確化し、住宅扶助費の適正な運用を図る

こととし、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成22年6月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配慮いただくようお願いいたします。

## 新旧対照表

## ○ 生活保護問答集について

(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

改正後	現 行
<p>第1～6 (略)</p> <p>第7 最低生活費の認定</p> <p><u>(問7-51-2) [転居の際の移送費の支給]</u></p> <p><u>社会福祉各法に法的位置付けのない施設(以下、「法的位置付けのない施設」という。)及び無料低額宿泊所に入所していた者が転居するにあたって、局第7の2の(7)のアの(サ)により、移送費の支給は認められると解してよいか。</u></p> <p><u>(答) 例えば、課第7の間30の答6や16に該当する場合等については、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>(問7-100-2) [法的位置付けのない施設入所者の住宅扶助の認定について]</u></p> <p><u>法的位置付けのない施設の居室を生計の同一が認められない者の間で共用している場合、住宅扶助額をどのように認定すればよいか。</u></p> <p><u>(答) 「生活保護法による住宅扶助の認定について」(平成15年7月31日社援保発第0731002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(2)のイのとおり居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、基準額について居室を共用する人数で除し</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>た額等により認定されたい。</u></p> <p><u>(問7-105-2)〔転居に際し敷金等を必要とする場合〕</u>  <u>課第7の間30の8にいう「無料低額宿泊所等」には法的位置付けのない施設も含むと解してよろしいか。</u>  <u>(答) お見込みのとおりである。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(問7-105-3)〔法定施設への入居に必要な敷金等の支給について〕</u>  <u>課第7の間30の18にいう「法定施設に入居する場合であつて、やむを得ない場合」とはどういう場合か。</u>  <u>(答) 居室にて生活していた者の状態が変動し、施設での介護が必要となった場合や、無料低額宿泊施設及び法的位置付けのない施設において、処遇が著しく不適切である場合等、本人の状況に照らし、他の法定施設へ転所することが適切であると実施機関において判断された場合が考えられる。</u>  <u>また、障害者自立支援法に規定する共同生活介護や共同生活援助についても、対象として差し支えないが、他法他施策により、敷金等の費用が別途助成される場合は、他法他施策の活用を図ること。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p>第8～第11（略） 第12 調査及び援助方針</p> <p><u>（問12-2）〔劣悪な施設等に居住する者への転居指導について〕</u>  <u>被保護者が無料低額宿泊所等に居住している場合において、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認されたとき又は、施設の処遇が著しく不適切であるとき等、当該施設等への居住を継続することが被保護者の自立した生活の妨げになると実施機関において判断された場合には、当該施設等からの転居について指導指示を行うこととして取り扱ってよいか。</u></p> <p><u>（答）設問のように、当該施設等への居住継続が被保護者の自立した生活を妨げると認められる場合には、法第60条に規定する生活上の義務の履行及び保護の目的達成に必要な事項として、速やかに転居指導を行うこと。</u></p> <p><u>具体的には、居宅生活ができると認められる場合には、必要に応じて転居指導を行い、居宅生活が困難な場合についても、課第7の間30の答16に該当する場合には、必要に応じて敷金等の支給を含め、適切な施設への転居指導を行うこと。</u></p>	<p>（新設）</p>